

平成30年度介護ロボット活用促進事業 モデル施設募集要項

1 募集の趣旨・目的

介護職員の身体的負担の軽減や介護職場のイメージアップを図り、介護職員の確保につなげるため、腰補助タイプの介護ロボットを介護施設（モデル施設）に導入し、継続的に活用するとともに、活用方法や効果を広く県内の介護施設・事業所等に公開することにより、介護ロボットの普及を促進する。

2 対象機器

装着型の腰補助タイプの介護ロボット

3 募集施設

以下の施設を対象とします。

①対象

県内に所在する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設

②募集施設数

2施設

4 応募資格

上記3①の事業を運営し、かつ以下のすべての条件を満たす法人

①7に示す「モデル施設実施内容」を実施することができること。

②過去5年間に社会福祉法、老人福祉法又は介護保険法に基づく改善等の命令又は指定の取消し若しくは効力停止等の行政処分を受けていない者であること。

③介護保険法に基づく勧告を受けた場合にあっては、期限までに改善措置を執り報告を行っている者であること。

5 事業実施期間

始期：モデル施設決定後に協議の上決定します。

終期：平成32年3月31日まで

6 事業内容

県と介護ロボット事業者で協定を締結し、事業者は以下のことについて実施します。

①県が指定を行った介護ロボット活用促進事業モデル施設に対して、腰補助タイプの介護ロボットを導入する。

・導入台数 5台/1施設（1事業者あたり1施設に導入）

・介護ロボットを導入するモデル施設に対し、県が導入費用の一部を補助

補助率：3/4

補助対象経費：本体価格及び初年度分の保守料

- ②介護ロボットを導入するモデル施設職員を対象とした導入研修を実施する。
- ③介護ロボット事業者が定期的に（3か月に1回以上）モデル施設を訪問し、適切な使用方法を指導するなど必要なフォローアップを行う。
- ④モデル施設において、介護ロボットの活用状況について見学者の受け入れや発表等の介護ロボットの普及促進（PR）を行う。（介護ロボット事業者が協力）
 - ・発表の場
 - 例）老人ホーム等施設長会議，介護フェス等のイベント，研修会
- ⑤モデル施設において、介護ロボット導入後の課題や効果を検証する。（介護ロボット事業者が協力）

7 モデル施設実施内容

モデル施設に選定された事業者は、以下の内容を実施します。

- ①介護ロボットの導入（5台/1施設）
- ②導入講習の受講
- ③機器の活用状況の公開，発表（介護ロボット事業者と協力）
- ④導入効果の検証（介護ロボット事業者と協力）
- ⑤機器の改善等のとりまとめ

8 応募方法

平成30年5月30日に開催予定の「平成30年度介護ロボット活用促進事業説明会（介護ロボット事業者によるプレゼンテーション含む）」に参加後、以下の書類正本1部のほか、正本の写し4部をご提出下さい。

- ①提出書類
 - ア モデル施設指定申請書（様式1）
 - イ 介護ロボット活用計画書（様式2）
 - ウ 平成29年度決算書（法人・施設）
 - エ 施設・事業所のパンフレット（作成している場合）

②提出方法

郵送または持参

③提出先

茨城県保健福祉部健康長寿福祉課 介護基盤整備担当

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

9 選考方法

上記8により提出された書類により選定委員会において、モデル施設2施設を選

定します。

選考結果については、応募のあったすべての施設に書面で通知します。

10 選定のポイント

- ①事業内容・事業趣旨の理解
- ②介護ロボット活用及び普及促進への意欲
- ③費用負担についての理解

11 選定の際に考慮する事項

選定の際には、上記10のポイント以外に、同一法人が運営する施設の申請状況について考慮する可能性があります。

12 スケジュール（予定）

- ①平成30年度介護ロボット活用促進事業説明会（介護ロボット事業者によるプレゼンテーション含む）
平成30年5月30日（水）
- ②モデル施設指定申請書（介護ロボット活用計画書添付）受付
平成30年6月上旬から中旬
- ③平成30年7月上旬
モデル施設決定
- ④平成30年8月上旬
介護ロボット導入講習及び導入開始

13 申請者の失格

次のいずれかに該当する場合には、申請は受け付けません。

また、モデル施設として決定後、次のいずれかに該当することとなった場合、または該当していたことが明らかになった場合には、その決定が取り消されます。

- ①応募資格の各項目を満たしていない場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③破産等、契約履行が困難と認められるに至った場合
- ④選定の公平性を害する行為があった場合
- ⑤前各号に定めるもののほか、申請及び事業の実施に当たり著しく信義に反する行為があった場合

14 その他

- ①申請に関する費用は、すべて申請者の負担となります。

②提出された書類は返却しません。

③選定の経過は非公開とし、選定内容に関する質問には一切お答えできません。

15 問い合わせ先

茨城県保健福祉部健康長寿福祉課 介護基盤整備担当

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL 029-301-3321 FAX 029-301-3348

Eメール chofuku3@pref.ibaraki.lg.jp